

スポーツ安全保険解説（抜粋）

平成 24 年 2 月

財団法人スポーツ安全協会は文部省、日本体育協会の尽力によって設立し、スポーツ及び社会教育活動に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行って、団体会員や指導管理者などが安心して活動できるように設立した。

（ここに記述された内容は内容の一部抜粋であり、細部に関しては契約内容、約款、保障限度などをよく理解、確認して運営にあたってほしい）

スポーツ安全保険

傷害保険	急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害による死亡・後遺傷害・入院・通院を保障する。
賠償責任保険	法律上損害賠償責任が発生した場合の保障制度。
突然死葬祭費用保険	団体での活動中、往復途中に発生した突然死した場合、被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して支払われる。

加入できる団体

指導監督者を置き、団体会員 5 名以上で構成されたスポーツ安全協会登録のアマチュアスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う社会教育団体を対象とする。（加入区分、保障内容は別表参照）

保険責任期間

期間は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

途中加入は加入手続き（ゆうちょ銀行への振込日と書類郵送の消印日とのどちらか遅い日の翌日）後翌年 3 月 31 日に終わる。（インターネットでの加入も可）

短期スポーツ教室の加入は、教室開始日、掛け金振込み完了翌日、または 4 月 1 日のうちもっとも遅い日から、教室終了、3 月 31 日のうち最も早い日の午後 12 時までとなる。

対象となる事故の範囲

団体での活動中

被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故。

往復中

所属する団体が指定した集合・解散場所と被保険者の自宅との通常往復途中の事故。

その他

- 途中加入は年間掛け金を適用する。中途脱退は掛け金の払い戻しをしない。加入区分変更はできない。
- 団体名、代表者変更は所定の変更ハガキにて通知する。
- 団体の活動中の保険であり、異種の競技事故及び、他団体での事故は対象外（テニスのクラブ所属なのにスキーで事故）。選抜チームの練習中の事故は対象外で短期スポーツ保険に加入する必要がある（団体代表者の認可の元に参加する試合や移動中は補償する）。
- 自動車事故による賠償責任は免責ですが、傷害保険（被保険者の怪我など）の対象となる。

傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故により被った障害による死亡、後遺障害、入院、通院を対象とする。中毒症状、日射・熱射病及び細菌性、ウイルス性食中毒も対象。

急性心不全は原則としてここには含まれないが、団体活動中及び往復中の死亡は突然死葬祭費用保険の支給対象となる。

疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴擦れ、しもやけ、野球肩、テニス肘のスポーツ特有の障害で、急激、偶然、外来の条件を満たさないものは、ここにいう障害には含まれない。

入院は180日、通院は90日（期間180日）を限度として保険金の支払いを受ける。ギブス固定期間は通院日に含まれる。

事故の日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険は支払われない。

保障しない主な傷害

- 非保険者や保険受取人の故意、被保険者の自殺、犯罪、闘争行為。
- 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、神経喪失。
- 自覚症状しかないむち打ち症や頸椎症、腰痛、医学的他覚所見のない症状。
- 学校管理下の活動中に生じた傷害。（大学、短大、専門、各種学校のクラブ活動は対象）

賠償責任保険

他人の身体の障害、財産の滅失・汚損につき、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金が支払われる。法律上の損害賠償責任が発生しなければ対象にはならない。

保障しない賠償責任

法律上の賠償責任がない場合

スポーツには一定のルールがあるが、多少とも危険が伴い必然的に起こってしまう事故がある。このような事故は法律上の損害賠償責任はないものと考えられる。

その他

- 体育館、運動場の体育施設の欠陥、管理不備に起因する事故。
- 法律上賠償責任があるが、社会悪を助長する場合。（故意、暴行、殴打）
- 保険会社では負担しきれない天災、戦争、動乱などの賠償責任。
- 保険料率算定ないし保険認可条件上の理由で対象外とする。（自動車、船舶航空機）の所有、使用又は管理に起因する賠償責任。
- 用具の損傷には賠償責任がないが、宿泊設備、体育施設を壊した場合の支払いは対象となる。

突然死葬祭費用保険

団体活動中、往復中に発生した突然死に対して被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して支払われる。

突然死とは、その顕著な微候が団体活動、往復中に発生した、突然で予期されなかった病死をいう。

急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別外因が見当たらない頭蓋内出血等が直接死因とされるもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものとする。

補償

突然死 180万限度

加盟区分表

加入対象者	保障対象となる団体活動など	加入区分
子ども	団体活動全般（スポーツ、ボランティア、地域活動など）	A1
子ども	団体活動全般及び個人活動	AW
大人 高校生以上	文化活動、ボランティア活動、地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け（スポーツ活動中は対象外）	A2
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導	C
	子どものスポーツ活動の指導限定	AC
65歳以上	スポーツ活動	B
子ども、大人	危険度の高いスポーツ活動	D

※子どもとは中学生以下のものを言う。大人とは高校生以上を言う。

補償金額（付則事項は約款を確認してください）

加入区分	年間掛け金（円）	死亡（万円）	後遺障害（万円）	入院日額円	通院日額円	賠償責任保険てん補限度額（免責金額なし）	突然死葬祭費用保険（万円）
A1	800	2,000	3,000	4,000	1,500	身体、対物と合算1事故5億円、人体賠償1億円	180
AW	1,450	2,100	3,150	5,000	2,000	身体、対物と合算1事故5.5億円、人体賠償1.5億円	180
A2	800	2,000	3,000	4,000	1,500	身体、対物と合算1事故5億円、人体賠償1億円	180
C	1,850	2,000	3,000	4,000	1,500	同上	180
AC	1,300	1,000	1,500	2,500	1,000	同上	180
B	1,000	600	900	1,800	1,000	同上	180
D	11,000	500	750	1,800	1,000	同上	180

短期スポーツ教室（インターネット加入限定）の保障はA2区分と同じです

スポーツ安全保険についての質疑応答抜粋

Q 団体管理下の活動とは

- A 団体として加入した個々の団体活動中に適用する。異団体での活動は再度の加入が必要です
- A 団体の代表者承認の元に参加した異種競技には適用する（マラソン大会など）
- A 団体の代表として大会出場や、団体の指示によって参加した活動は適用する

Q 集合や移動中の事故

- A 集合場所や解散後帰宅途中の事故は通常経路の途中範囲のみとし、寄り道には適用できない
- A 移動中の自動車事故は自動車保険対象で免責ですが、同乗者の傷害事故は保険対象となる。但し運転者の賠償責任は自動車保険での対象となる

Q 保険加入期間

- A 毎年3月31日までに団体加入し、翌年の3月31日までとする。追加加入は保険金振込み翌日から有効となり翌年の3月31日までとする

Q 食中毒などの適用範囲

- A 団体活動中のガス中毒、有毒ガス、有毒物質、のほかに熱中症及び細菌性、ウイルス性食中毒は対象となる

Q 傷害とは

- A 活動中の急激かつ偶然の外来事故による障害が基本対象です
- A 練習の蓄積よって出る障害や野球肩、テニス肘、関節ねずみ、ヘルニアなどは対象外です
- A 急性心不全は一般的に対象外とかがえられる。明らかに活動途中の外来の事故が原因である場合には傷害の対象となる（急激な衝撃などにより心不全を引き起こしたなど）

Q 支払い対象期間

- A 死亡保険は事故の日を含めて180日以内に死亡した場合が100%対象です
- A 後遺障害保険は事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合対象です
- A ギブス固定期間は治療期間中と同様の日数になる
- A 通院治療期間は事故日から180日以内で90日を限度として、入院は事故日から180日以内が対象です

※ここに記述した内容はスポーツ安全保険の解説書に記載されている内容の一部を簡略して紹介しました。詳しい内容は説明書を調べて対応してください。また、不明な点はスポーツ安全保険担当者に詳しい説明を求めてください。